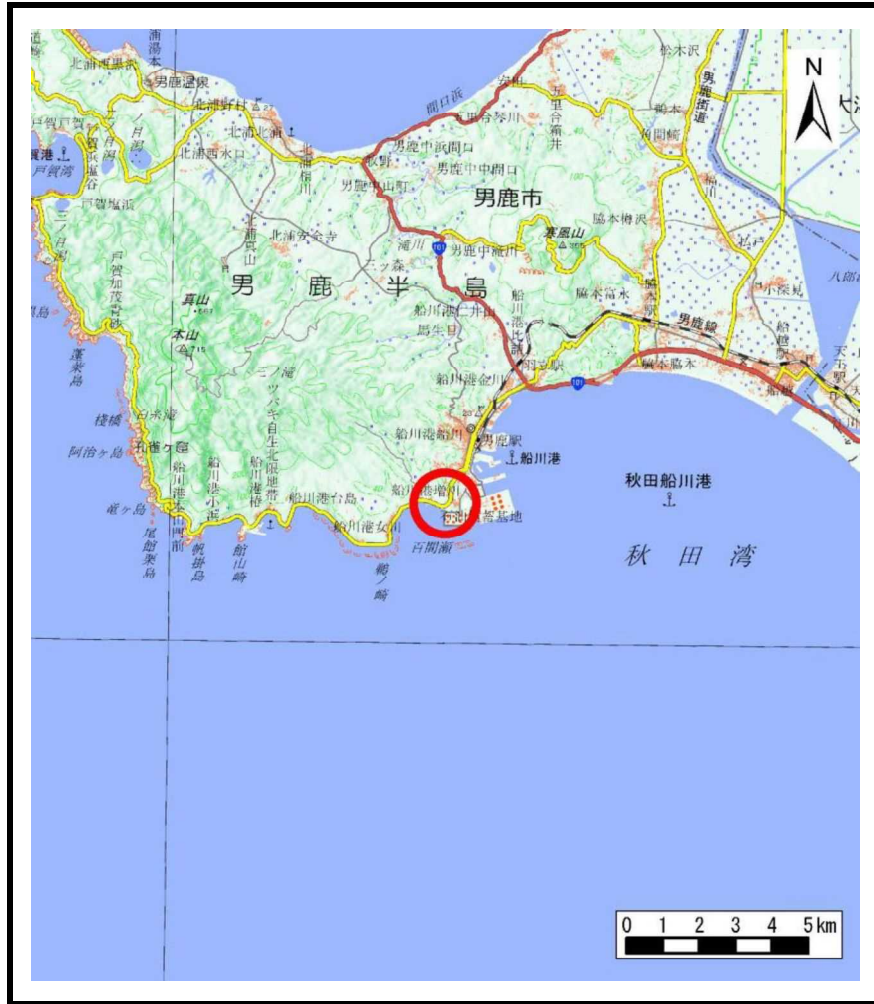


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式－1（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-529

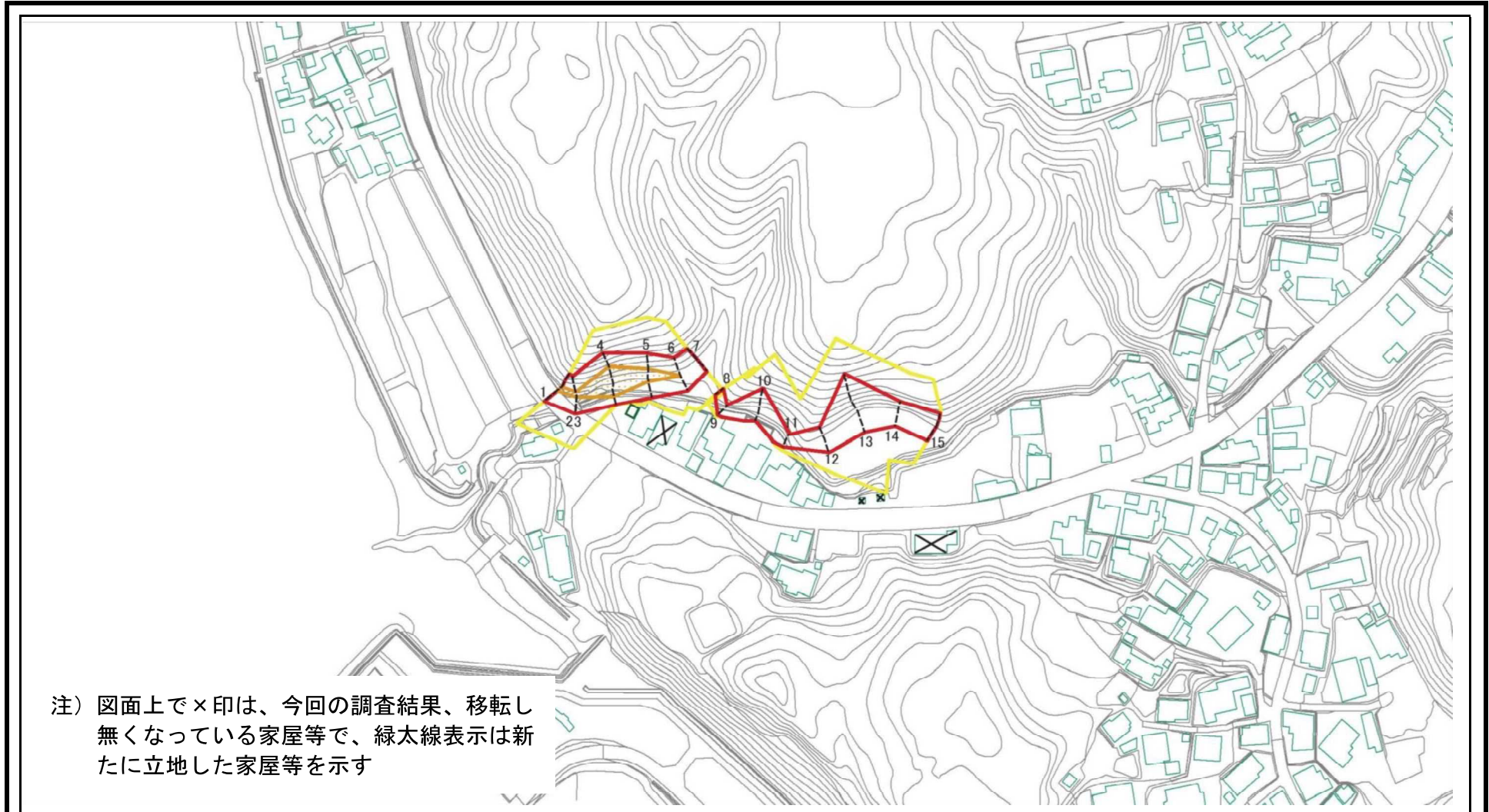
箇所名

北平沢1号

所在地

秋田県男鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



0 25 50 100
m

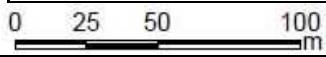
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-529
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	北平沢1号
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



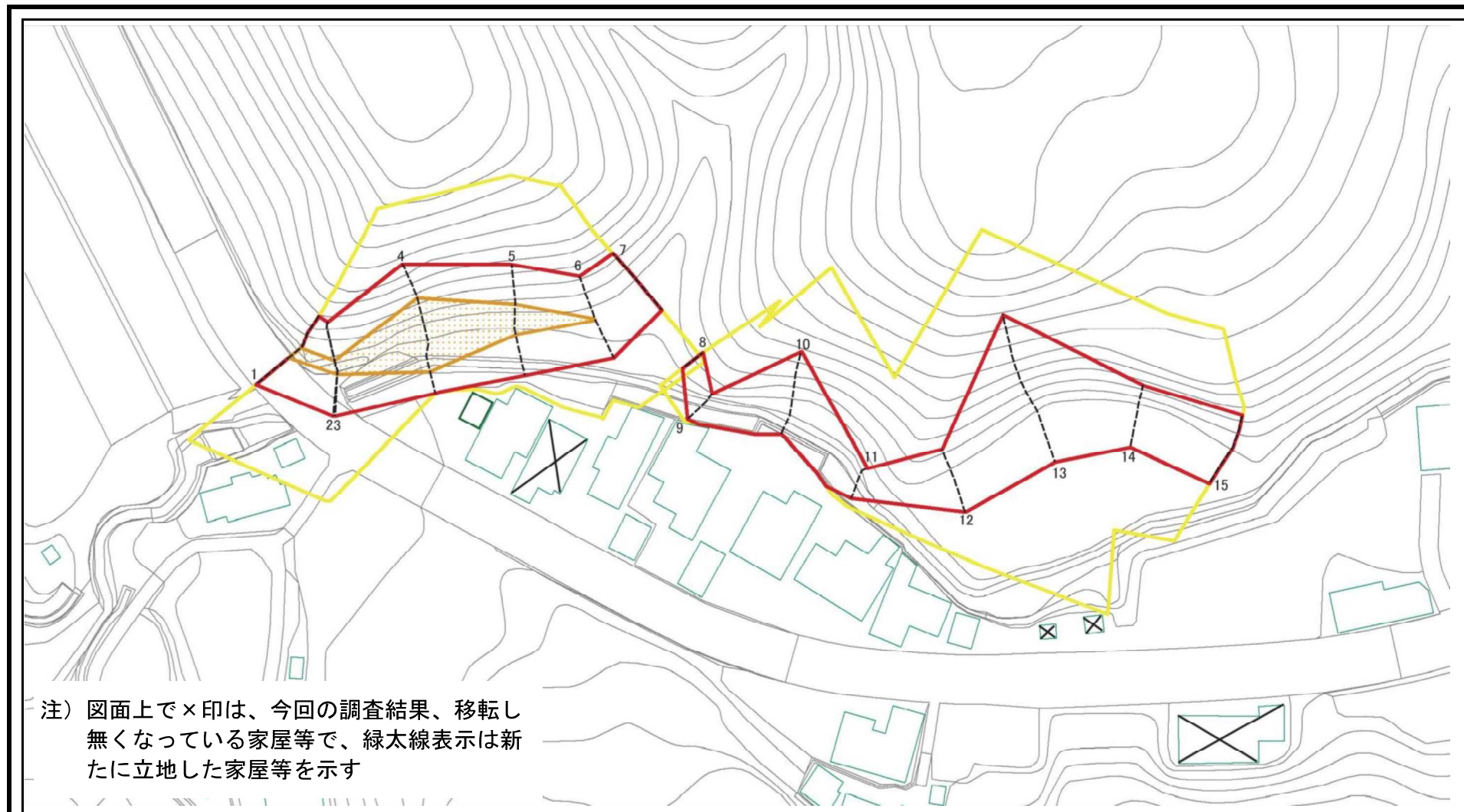
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-529
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	北平沢1号
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-1）



0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-529
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第403号	箇所名	北平沢1号
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-1）



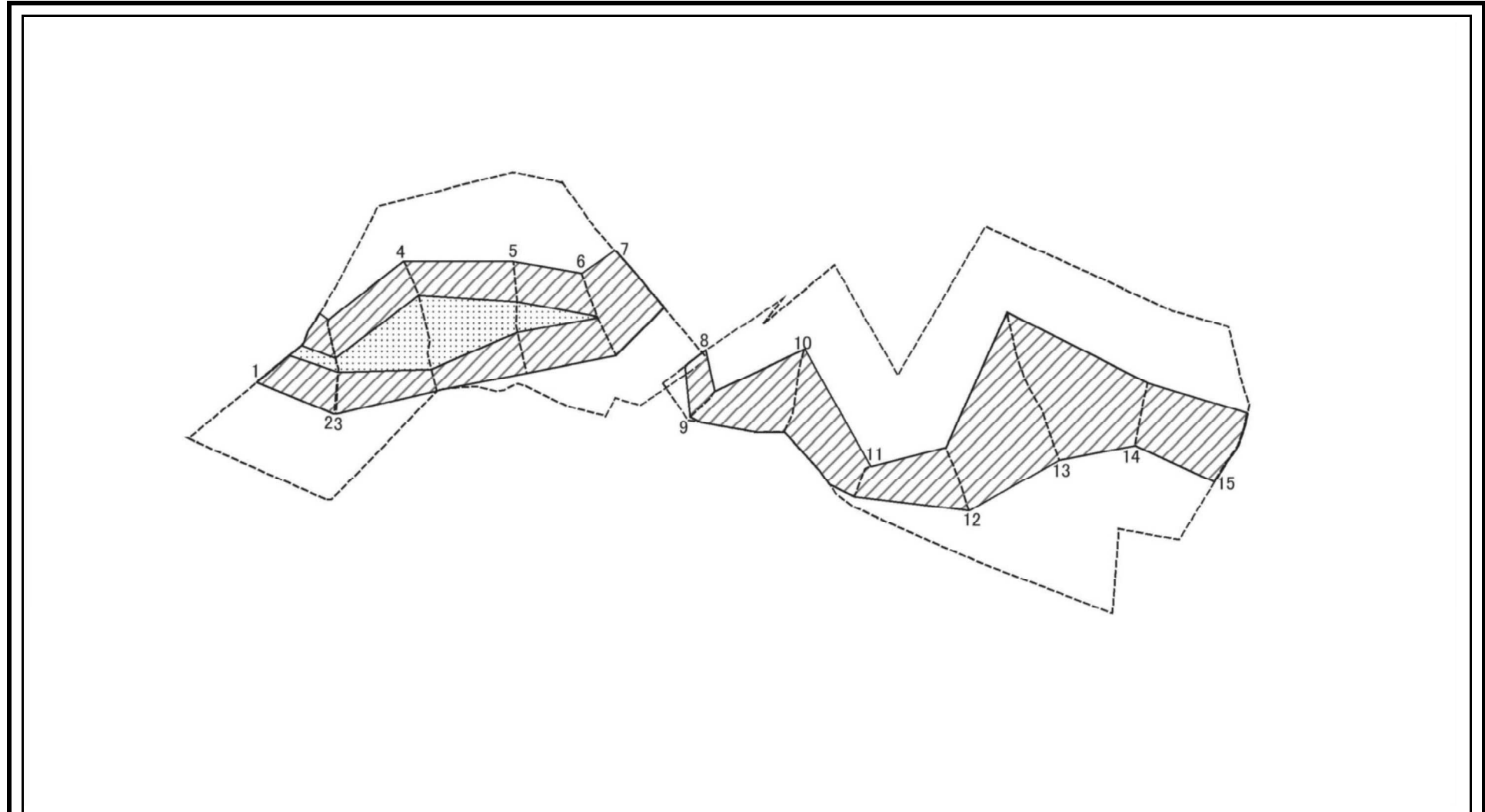
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す

0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-529
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第403号	箇所名	北平沢1号
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋

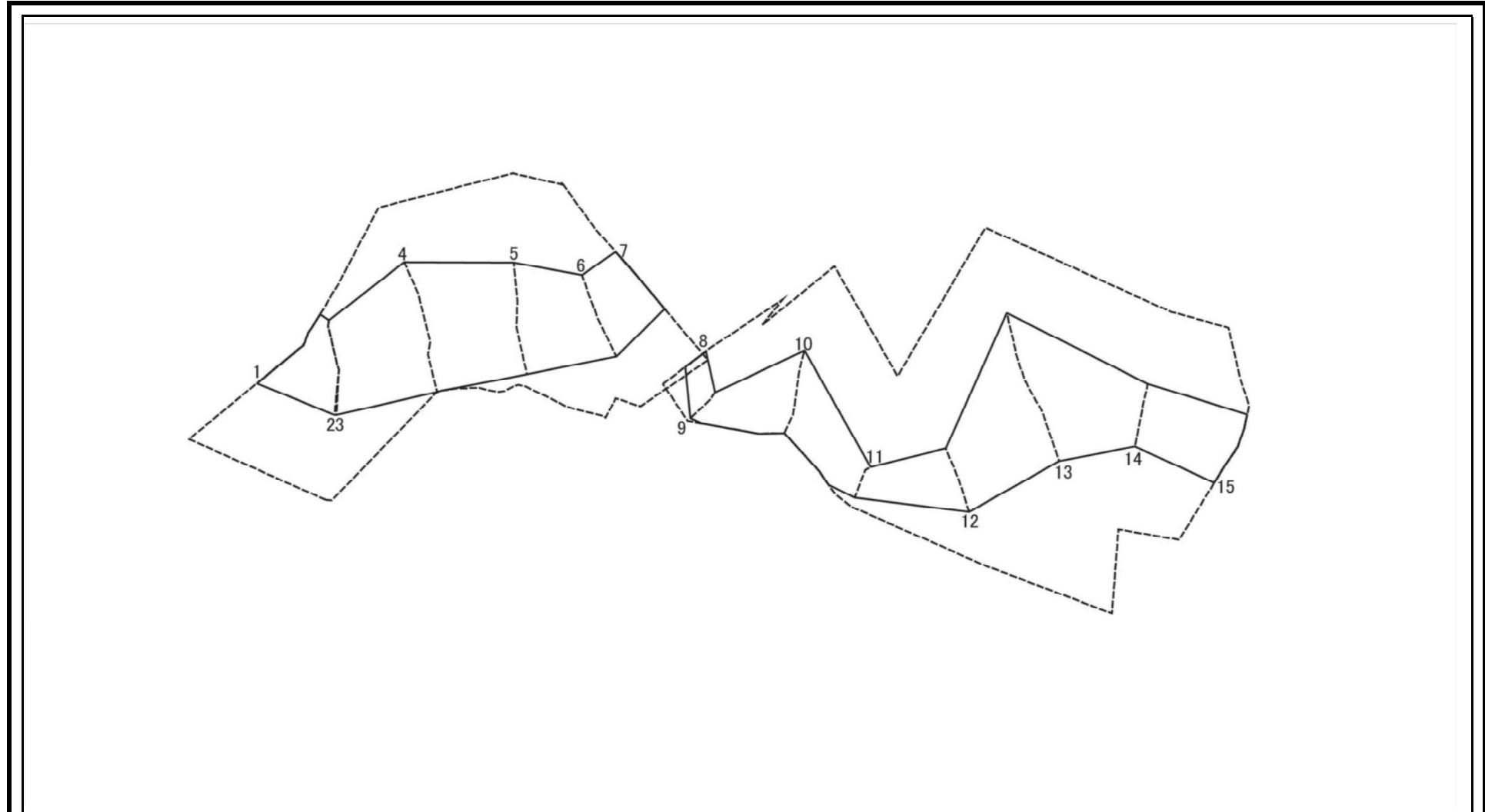
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-2）



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-529
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		告示番号	第403号	箇所名	北平沢1号
		それ以外の区域		告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港増川字大宮及び同市船川港南平沢字近江屋
			縮尺	1:1,000			

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-3）



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象 の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 第403号 告示年月日 令和2年9月25日	箇所番号 I-529 箇所名 北平沢1号 所在地 秋田県男鹿市船川港増川字大宮 及び同市船川港南平沢字近江屋	
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域				縮尺 1:1,000
		それ以外の区域				

